

訪問看護及び介護予防訪問看護 重要事項説明書

事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションいも一れ
所在地	愛知県弥富市佐古木7-33-2
管理者の氏名	井手 加奈子
電話番号	0567-67-7204
FAX番号	0567-69-7203
介護保険事業所番号	2367590052

1 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

『受け手になったときに安心できる医療システムの構築』という法人の目的の一環として、在宅療養者のQOLの向上に寄与する訪問看護サービスの理想を追求します。

(2) 運営方針

サービス利用者、介護者のどちらの立場も尊重し、介護者のQOLを低下させることなく、利用者のQOLの改善を目指すために、一つ一つの要求に丁寧に答えながら、そのニーズを満足させることが可能になるように努めます。

(3) ご利用者様の個人情報の取り扱いについて

訪問看護ステーションいも一れでは、個人情報を正確かつ安全に取り扱うため、厚生労働省のガイドラインに基づき、個人情報の適切な管理に努めています。

(4) 事業所の情報開示について

ご利用者様及びご家族の要望があれば、事業計画等の情報を開示致します。
またインターネットを通じて随時当事業所や当法人の方針を発信しています。

<http://www.jyunyukai.jp/>

(5) 24時間対応体制について

訪問看護ステーションいも一れでは、ご利用者様がより安心してご自宅で暮らすことが出来るよう、24時間体制でお電話等による対応をしています。必要に応じて看護師の訪問や他の医療機関への連絡対応などをいつでも行います。

(6) サービスの特徴

事項	内容
ケアカンファレンス	毎週全職種が参加するケアカンファレンスを行います
従業員研修	当法人は、各種研究会での発表を積極的に行います。

2 従業者の職種、員数、職務の内容

看護師常勤換算 2.5 名以上

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	8:30～17:30
緊急時の対応のため24時間体制をとっています。	

4 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

	内容
訪問看護 及び 介護予防 訪問看護	ア) 療養生活や、介護方法についての相談 イ) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話 ウ) リハビリテーション エ) 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理 オ) ガン、難病、認知症(痴呆症)の方の看護 カ) その他
訪問リハ	リハビリテーションの評価、指導、実践

5 通常の事業の実施地域

通常サービスを提供する地域
弥富市、愛西市、津島市、蟹江町、飛島村、木曾岬町、桑名市長島町、あま市

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

6 利用者負担金

(1) 利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1～3割が利用者負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

【サービス費】 ※1単位10,42円 ※要支援の方は、[]の単位数

◇看護師が訪問看護を行った場合

20分未満 314単位 [303単位]

30分未満 471単位 [451単位]

30分～1時間未満 823単位 [794単位]

1時間～1時間30分未満 1,128単位 [1,090単位]

◇理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を行った場合（1日につき）

20分 294単位 [284単位]

40分 588単位 [568単位]

60分 794単位 [767単位]

①利用者の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び報告書について、連携し作成すること。
②訪問看護計画書及び報告書の作成にあたり、利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員の訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者に説明し、同意を得ること。

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

【加算について】

◇初回加算（Ⅰ） 350単位/月

◇初回加算（Ⅱ） 300単位/月

◇退院時共同指導加算 600単位/回

◇緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 600単位/月

◇緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 574単位/月

◇特別管理加算（Ⅰ）500単位/月 : （Ⅱ）250単位/月

◇ターミナルケア加算 2,500単位/回

◇遠隔死亡診断補助加算 150単位/回

◇1時間30分以上の訪問看護 300単位/回

◇2人以上による訪問看護 30分未満 254単位/回

30分以上 402単位/回

◇早朝（午前6時～午前8時）25%加算

◇夜間（午後6時～午後10時）25%加算

◇深夜（午後10時～午前6時）50%加算

（2）交通費

上記5に示す通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル50円を徴収いたします。

（3）死後の処置料

死後の処置料は、10,000円とする。

（4）その他

サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

（5）キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日 17:00までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日 17:00までに連絡がなかった場合	2000円

キャンセルが必要となったときは至急ご連絡ください。

連 絡 先	0567-67-7204
-------	--------------

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、下記主治医、ご家族の他、救急隊、介護支援事業者などへ連絡をします。

主治医	氏 名	
	電 話	
	住 所	

ご家族	氏 名	
	電 話	
	住 所	

8 その他運営に関する重要事項

相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 相談窓口	訪問看護ステーションいも一れ (月曜日から土曜日・午前8時30分から午後5時30分) 苦情受付担当 井出加奈子 電 話 0567-67-7204 苦情解決責任者 畑 恒土 電 話 0567-67-7201
--------------	---

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

弥富市役所	民生部介護高齢課 電 話 0567-66-1008
県国民健康保険団体 連合会(国保連)	苦情相談窓口 電 話 052-971-4165
各保険者	所在地市町村担当部署

以上
令和6年6月1日施行